

## 調書の記載方法について

調書は、被推薦者を審査するための基本資料となりますので、以下に留意の上、必要事項を簡潔明瞭かつ的確に所定欄に記載してください。

調書（2）の「卓越した技能の概要」欄について、1枚で記入することが困難な場合は、調書（3）を上限2枚まで追加して記載してください。

**※全ての欄について、行の増減や幅を広げるなどの編集はできません。**

### ●調書（1）

#### 1 「職業部門」欄

別表「職業部門、職業分類及び職種（例示）」を確認いただき、被推薦者が従事する職業の職種が属する職業部門の番号を記入すること。

「障害がある技能者」部門については、「22」となります。

#### 2 「職種名（1）及び（2）」欄

被推薦者が従事する職種を別表に例示している職種名を参考に記入すること。

なお、職種名や部門が不明な際は以下を参照してください。

厚生労働省編職業分類（ハローワークインターネットサービス内）

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw\\_job\\_dictionary.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw_job_dictionary.html)

#### 3 「氏名」欄

住民票に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付けること。

(1) 名字と名前の間に全角スペースを1つ挿入すること。

(2) 変換できない文字又は特定のフォントでしか表示できない文字について

は、常用漢字等、一般的に使用されている文字に置き換え、「氏名・現就業先事業所名の外字」欄にその旨明記すること。また、その際は文字の画像データを調書とは別に添付すること。

(3) 雅号等での表彰は受け付けないため、雅号等は記入しないこと。

#### 4 「生年月日」欄

住民票に記載されている生年月日を「元号〇〇年〇〇月〇〇日」の様式（数字は半角）で記入すること。

#### 5 「障害名・障害程度」欄（職業部門 22 「障害がある技能者」のみ）

被推薦者の障害者手帳に記載されている障害名及び障害程度をプルダウンから選択すること。

#### 6 「現住所」欄

郵便番号、現住所及び電話番号を略さずに記入してください。住民票の住所と実際に居住している居所が異なる場合は、居所を記入すること。

例) ○○番地の△ (※「○○-△」としない。)

## 7 「就業地」欄

- (1) 「事業所名」欄の上段には、雇用されている場合にあつては雇用事業所名を、自営している場合にあつては屋号等をそれぞれ省略等せず正確に（法人格を省略したり、「株式会社」を「(株)」などと表記しないこと）、下段には、拠点名等（例：「○○工場」「○○支店」「○○営業所」など）があれば記載すること。
- (2) 「所在地」欄には、郵便番号、所在地及び電話番号を略さずに記入すること。
- (3) 令和6年11月1日以前に就業地が変更となることが推薦時に確定している場合はカッコ書きで「(○月○日より変更予定)」などと明記すること。また、推薦後に就業地が変更となった場合は速やかに連絡すること。
- (4) 「事業所全体の従業員数」欄における人数には、被推薦者も含めた人数を記載すること。（例えば、就業者が被推薦者のみという事業所の場合は、0名とはならず、1名となる。）

## 8 「職歴」欄

### (1) 「職歴」欄

- ア 就業先事業所の名称、職務内容、地位及び役職等を順番に記入すること。
- イ 団体歴、公職歴、家業手伝い、学生時代のアルバイト、推薦を受ける技能と関係の無い職種に従事していた期間は記入しないこと。
- ウ いわゆる企業内学校において、推薦を受ける技能と直接関係がある職種の訓練を受けた期間は職歴となること。
- エ 令和6年11月1日以前に就業地が変更となることが推薦時に確定している場合は、7「就業地」欄と同様にカッコ書きで「(○月○日より変更予定)」などと明記すること。

### (2) 「在職期間」欄

その職の始期及び終期を記入すること。

なお、現職については、令和6年11月1日をもって終期とすること。

### (3) 「在職年月数」欄

月単位で計算した在職年月数を記入すること。

## 9 「表彰歴」欄

- (1) 表彰（技能に関連して被推薦者本人が表彰を受けたもののみ記入すること。）を受けている場合、表彰の概要及び取得年月を記入すること（表彰を証する書面の写しを全て添付すること）。
- (2) 技能に関連する表彰でない、例えば「感謝状」「永年勤続表彰状」等は記入しないこと。

## 10 「免許・資格等」欄

- (1) 免許、資格、特許、実用新案等を有する者については、当該免許等の概要及び取得年月を記入すること（免許等を証する書面の写しを全て添付すること）。
- (2) 本表彰と直接関連がない、例えば「普通自動車運転免許」等は記入しないこと。

#### 11 「大会入賞歴等」欄

- (1) 高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスターに該当する場合は、認定された年度、業種、職種を記入すること（認定を証する書面の写しを全て添付すること）。
- (2) 技能グランプリ入賞歴、技能五輪国際大会入賞歴、技能五輪全国大会入賞歴、全国アビリンピック入賞歴等がある場合は、開催回、参加職種、順位を記入すること（入賞を証する書面の写しを全て添付すること）。

#### 12 「技能検定」欄

該当する場合は、技能士の名称（○級○○技能士）と取得年月を記入すること（技能士証の写しを全て添付すること）。なお、級は一級、二級等のように漢数字で表記し、単一級の場合は「単一級○○技能士」と記入すること。

### ●調書（2）

調書（2）の「卓越した技能の概要」欄について、1枚で記入することが困難な場合は、調書（3）を2枚まで追加して記載することとして差し支えない。

#### 1 「過去5年の推薦回数」欄

被推薦者が、過去5年において卓越した技能者の表彰について三重県知事に推薦した年度を記入するとともに、その推薦回数の合計を記入すること。

なお、被推薦者が過去5年で初めて推薦する場合は計0回と記入すること。

#### 2 「推薦順位等」欄

記入不要です。

#### 3 「推薦者及び推薦理由」欄

推薦者、推薦団体及びその推薦理由を記入すること。

#### 4 「卓越した技能の概要」欄

技能者表彰審査委員が具体的に評価する欄であるので、その卓越性を的確に把握し、評価できるよう無意味な修飾語を用いることなく具体的かつ分かりやすく記載すること。

また、用語等については、全てふりがな及び簡単にわかる説明（様式5 専門用語集）を付すこと。

(1)「技能の概要」欄

- ア 関連する他の資料（別紙1 5 推薦書類 ⑥動画。以下同じ。）に  
合わせて、被推薦者の従事する職種、技能の水準、範囲、特徴又は他の技能者との比較等の観点から卓越した技能を有するものであることが判定できるよう、特に技能の質的な面を中心に具体的に記入すること。
- イ 記述に当たっては、客観性（単に「非常に優れている」ではなく、どのように優れているのか数値で表す等）、明確性（改善実績における本人の技能の関わりの明示等）に心がけること。また、被推薦者の功績・経歴が中心となっているケースが見られるので注意すること。
- ウ 雅号等を有する者については、その雅号等を本欄に記載しても差し支えないこと。なお、雅号等での表彰は受け付けないため、氏名欄には雅号等は記入しないよう留意すること。

(2)「功績・貢献の概要」欄

関連する他の資料に合わせて、その者が当該技能をもって製作又は建造等をしたもので、当該被推薦者の技能の程度の判断に資するとともに、企業、産業界及び社会に対する貢献度等において高く評価されているような代表的な事績を具体的に記入すること。

(3)「後進指導育成の概要」欄

被推薦者が後進の指導・育成に当たった方法、対象及び範囲等を具体的に記入すること。

(4)「現役性」欄

被推薦者が現役の技能労働者であるかを確認するため、その者の有する技能に関連した職種における1日平均の就業時間又はその者の有する技能に関連した職種に専ら就業しているか否か等を具体的に記入すること。

**※再推薦にあたっての留意点**

前年度以前と同じ被推薦者を推薦する場合、調書等の記載内容及び写真等資料については、前年度以前と全く同じとすることなく、被推薦者の功績等がより一層伝わるものとなるよう工夫してください。前年度以前の記載内容では実際の功績に見合った評価を得られない場合があります。